

# 法務省体験プログラム応募から受入れまでの流れ

## 応募

### 【学生】

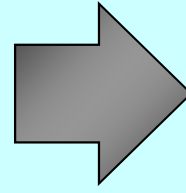
学生調査票（様式1）の作成

### 【大学（院）】

推薦申込書（様式2）の作成

### 【大学（院）】

学生調査票及び  
推薦申込書を  
法務省宛て送付



## 選考

### 【法務省】

受入れ学生の選考後、各大学（院）宛て受入れの可否を連絡

## 覚書の 締結

### 【法務省】

覚書（様式3）及び誓約書（様式4）を送付（電子媒体）

### 【大学（院）・学生】

- ・覚書及び誓約書の記載内容を確認の上、締結
- ・受入れが決定した学生の「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の加入証明書を法務省に提出

## 受入れ

### 【学生】

体験プログラムへの参加

### 【法務省】

体験プログラムの受入れ

### 【法務省】

実習の内容について各大学（院）宛てに報告書を送付